

済生会宇都宮病院院内感染対策指針

1. 病院感染対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止対策及び、集団感染発生時の対応など済生会宇都宮病院における院内感染対策体制の基本方針を定め、患者及び院内で業務に従事する者に適切で安全、安心な医療サービスを提供することを目的とする。

2. 病院感染対策に関する基本的な考え方

病院における院内感染の防止に留意し、感染症発生の際には拡大防止のため、その原因の特定、制圧、終息を図る。このため、院内感染防止対策を院内で業務に従事する者が把握し、この指針に則った医療が提供できるよう取り組む。

3. 院内感染対策のための委員会等組織に関する基本的事項

当院における院内感染防止対策のための管理体制は以下の通りとする。

1) 感染対策委員会：Infection Control Committee（以下「ICC」という）

病院内の各部門からの代表者で構成する組織横断的な委員会で、毎月1回定期的に会議を開催し、院内感染予防策の策定と推進を行う。また、緊急時は臨時に同委員会を開催する。

2) 感染対策チーム：Infection Control Team（以下「ICT」という）

感染管理責任者（ICD）、感染管理認定看護師（CNIC）、感染制御認定薬剤師（BCPIC）、感染制御認定臨床微生物検査技師（ICMT）をコアメンバーとするチームでICCと連携をとり、院内感染の現状把握に努め、院内感染防止の取組みを行う体制を整備し、その中心的な実践活動の役割を担う。

3) 抗菌薬適正使用支援チーム：Antimicrobial Stewardship Team（以下「AST」という）

感染管理責任者（ICD）、感染管理認定看護師（CNIC）、感染制御認定薬剤師（BCPIC）、感染制御認定臨床微生物検査技師（ICMT）をコアメンバーとするチームでICCと連携をとり、薬剤耐性菌出現対策の推進に努め、抗菌薬の適正使用に係る支援に関する権限を持ち、組織横断的な活動を行う。

4) リンクナース

所属部署における感染対策担当者としてICTと連携を計り、院内感染防止活動を推進する。

4. 院内感染対策に関する職員研修に関する基本方針

院内で業務に従事する者の院内感染対策に関する意識向上を図るために、感染対策及び抗菌薬適正使用に関する研修会を各々年2回以上開催する。また、必要に応じて随時開催する。

5. 感染症発生状況の報告に関する基本方針

院内感染拡大を予防するため、院内の感染症の発生状況、起因菌検出状況をICCに報告し、ICT、リンクナース及び感染委員を通じて院内で業務に従事する者に速やかに周知し、情報を共有する。

6. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- 1) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」とう）に規定されている対象疾患患者が発生した場合は、担当医または、看護課長から ICT に報告をする。
- 2) 届出義務のある感染症患者が発生した場合は、感染症法に準じて行政機関へ報告する。
- 3) 感染症発生部署及び ICT は、速やかに原因を究明し対策を講じる。状況に応じて対策本部を設置し、緊急対策を講じ、二次感染予防、再発防止対策を検討する。
- 4) 感染対策の改善実施結果は、ICC および ICT、リンクナース、感染委員を通じて速やかに院内で業務に従事する者へ周知する。

7. 患者等に対する当該指針の閲覧について

本指針は、患者さん等に感染対策への理解と協力を得るため、院内掲示や病院ホームページに掲載し閲覧できるものとする。

8. その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

- 1) 院内感染対策の推進のため、院内感染防止対策マニュアルの整備と定期的見直しを行い、院内で業務に従事する者に周知徹底を図る。
- 2) 院内で業務に従事する者は、自らが感染源とならないため、定期健康診断を年 1 回以上受診し、健康管理に留意する。

(付則)

1. 本指針は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。
2. 本指針は、平成 21 年 1 月 15 日、一部改訂する。
3. 本指針は、平成 24 年 4 月 26 日、一部改訂する。
4. 本指針は、平成 26 年 4 月 1 日、一部改訂する。
5. 本指針は、平成 30 年 4 月 1 日、一部改訂する。
6. 本指針は、令和 3 年 4 月 1 日、一部改訂する。